特定退職金共済制度 (特退共)

特 徴

従業員1人月額30.00円まで損金または必要経費となります。

加入資格

満 15 歳以上 70 歳未満の従業員の方。

注事業主・役員(使用人兼務役員を除く)・事業主と生計を一にする親族は加入できません。

金 掛

従業員 1 人につき 1 口 1,000 円 ~ 30 口 30,000 円まで加入できます。(1,000 円単位。) 掛金は全額事業主負担です。

給付金·受取方法

- ・退職一時金 退職時に一時金として支払われます。
- ・退 職 年 金 一定の要件を満たした場合、年金支払いができます。
- ・遺族一時金 加入者死亡の場合、遺族一時金が支払われます。

給付金の受取人

受取人名義の預金口座へ直接お振込となります。

加入証明書の発行

希望事業所には、加入証明書を発行いたします。

- この制度は商工会(奈良県商工会連合会)が、国から承認を得て実施している退職金制度です -

中小企業退職金共済制度 (中退共)

特 徴

- ・従業員1人月額30.00円まで損金または必要経費となります。
- ·新規加入、月額変更の一部を国が助成します。ただし、1年未満の退職者には退職金は支給されません。 加入条件

中小企業が原則で、会社の規模、従業員の人数などの条件があります。

個人事業主の場合、事業主・配偶者は加入できません。法人の場合、役員は加入できません。

掛金

従業員1人につき5,000円~30,000円までの月掛表の中から選んでいただきます。

(短時間労働者には低い掛金も用意されています。)

掛金は全額事業主負担です。

給付金·受取方法

- ・一時金受取 退職時に一時金として受取れます。
- ・分 割 受 取 一定の要件を満たした場合、分割受取ができます。
- ・加入者死亡の場合、遺族一時金が支払われます。

給付金·受取方法

中退協から、退職者に直接支払われます。

加入証明書の発行

希望事業所には、加入証明書を発行いたします。

- この制度は独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部が運営する制度です -